

徳島県告示第四百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和七年九月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年九月十二日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	延 長 （メートル）	供用開始の期日
2 3	山城東祖谷山	三好市西祖谷山村田ノ内六六番六地先	一九七・〇	令和七年九月十二日